

令和 5 年 度

除 雪 計 画

智 頭 町

# 除 雪 計 画

## 第1 趣 旨

智頭町除雪計画は、冬期間における道路交通の安定化と、安全かつ安心な町民生活の確保のため、行政・町民・事業者が互いに連携、協議し、効率的かつ効果的な除排雪作業の実施を目的として定めるものである。

## 第2 除雪期間

原則として下記のとおりとする。

自 令和5年12月 1日

至 令和6年 3月20日

## 第3 除雪対象路線の基準

除雪の対象とする路線は、平常交通可能区間（4 tトラック通行可能区間）であり、道路幅3.0m以上の道で、降雪量及びその区間、雪質、除雪作業の難易度等を考慮して、次の基準により定める。

(A) 主要地方道、一般県道、町道の主要路線（一級、二級町道）その他特に必要と認められる生活道路であること。

ただし、冬期における通行が、危険又は困難な区間で、う回路を利用し得る区間は除く。

(B) 役場、駅に通ずる区間で必要と認める区間及び通学路等、特に必要と認める区間。

## 第4 除雪の方法

除雪の方法は、委託除雪及び人力除雪に区分する。

### 1 委託除雪

雪崩等の危険がなく、町が除雪することが必要と思われる路線の区間を業者に委託して行うもの。

### 2 人力除雪（小型歩道除雪機を含む）

機械除雪が不可能、又は不適當な区間、地区道路等を必要により人力をもって行うもの。

また、地域住民等で組織する団体に対して、町所有の小型歩道除雪機の貸付を行い、団体の除雪計画範囲の除雪を行うもの。

### <対象区間>

ア 道路幅員が狭あいな区間

イ 市街地、人家連担地区等にあつて、除雪機械によって除雪した雪を路肩に堆積、又は放置することが不適當な区間。

## ウ 歩道、歩道のない通学路の路側帯

### 第5 除雪目標と路線区分

除雪対策路線を除雪目標によって次のとおり区分する。

| 区 分               | 内 容                  | 目 標   |
|-------------------|----------------------|---|
| 1種路線              | 旧バス路線                | 原則として1車線以上をすみやかに確保する。   |
| 2種路線              | おおむね日交通量100台以上500台未満 | 1車線を確保し、所々待避所を設ける。異常降雪量等により、通行不能となる場所があっても確保する。               |
| その他特に必要と認められる生活道路 |                      | 1車線を確保し、所々待避所を設ける。異常降雪量等により、通行不能となる場所があっても、状況判断のうえ、すみやかに確保する。 |

### 第6 除雪作業出動基準

除雪は業者委託として、新雪で15cm以上の積雪があった場合に出動する。（地区毎に積雪量が異なるため、原則、委託業者の判断で15cm以上の積雪が認められる際は出動すること。）

ただし、町の指示がある場合はこの限りではない。

### 第7 排 雪

人家連担地域及び交差点で堆雪が著しく除雪が困難になった場合、ダンプトラック及びロータリ除雪車等で排雪を行う。

### 第8 町内における除雪機械の配備

- ① 智頭町所有 除雪ドーザー・ホイールローダ・小型歩道除雪機
- ② 応援機械 県、国土交通省等の応援可能な除雪機械
- ③ 委託機械 委託業者が所有する除雪機械

### 第9 応援除雪に対する事前協議

県及びその他関係機関の応援に対する人力除雪のための労務、機械除雪のための機械とそのオペレーターの応援については、事前に次の関係機関と協議しておくものとする。

#### ○関係機関

- ・国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所
- ・鳥取県八頭県土整備事務所 ・警察署 ・消防団

・町内会長 ・世話人、部落長 ・バス会社

#### 第10 対象路線外の除雪

除雪対象外の路線、又は区間については、余力をもって除雪する。

#### 第11 豪雪時除雪

国の「豪雪災害時における道路交通の確保のための緊急措置要領」に合わせて、この計画に準じて除雪をおこなう。

#### 第12 その他

上記各号以外の特別な事態が発生した場合には、町は関係機関と協議して適宜処理する。